

令和4年度

# 決算報告書

自：令和 4年 4月 1日  
至：令和 5年 3月 31日

1. 資金収支計算書	第1号の1様式	1頁
2. 事業区分資金収支内訳表	第1号の3様式	1頁
3. 事業活動計算書	第2号の1様式	1頁
4. 事業区分事業活動内訳表	第2号の3様式	1頁
5. 貸借対照表	第3号の1様式	1頁
6. 事業区分貸借対照表内訳表	第3号の3様式	2頁
7. 財務諸表に対する注記		2頁

茨城県古河市小堤1796-2

社会福祉法人下総プリンスクラブ

宇田 博子

## 法人単位資金収支計算書

(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入	570,650,362	568,863,310	1,787,052	
	老人福祉事業収入	49,000,000	49,450,398	450,398	
	経常経費寄附金収入	1,020,000	1,204,070	184,070	
	受取利息配当金収入		4,386	4,386	
	その他の収入	3,377,768	4,646,106	1,268,338	
	事業活動収入計(1)	624,048,130	624,168,270	120,140	
支出	人件費支出	386,499,500	393,390,153	6,890,653	
	事業費支出	108,920,078	102,750,238	6,169,840	
	事務費支出	67,968,873	65,498,865	2,470,008	
	支払利息支出	3,501,288	3,251,178	250,110	
	その他の支出	804,000	653,929	150,071	
	事業活動支出計(2)	567,693,739	565,544,363	2,149,376	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	56,354,391	58,623,907	2,269,516		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	12,675,000	14,385,000	1,710,000	
	施設整備等収入計(4)	12,675,000	14,385,000	1,710,000	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	30,396,000	30,396,000	0	
	固定資産取得支出	30,020,000	25,747,850	4,272,150	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	3,322,836	2,476,512	846,324	
その他の施設整備等による支出	216,000	216,000	0		
施設整備等支出計(5)	63,954,836	58,836,362	5,118,474		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	51,279,836	44,451,362	6,828,474		
その他の活動による収支	収入				
	積立資産取崩収入		12,300	12,300	
	その他の活動収入計(7)	0	12,300	12,300	
	支出				
	長期貸付金支出		3,942,870	3,942,870	
その他の活動支出計(8)	0	3,942,870	3,942,870		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	3,930,570	3,930,570		
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	5,074,555	10,241,975	5,167,420		
前期末支払資金残高(12)	476,500,997	476,500,997	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)	481,575,552	486,742,972	5,167,420		

## 法人単位事業活動計算書

(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益	568,863,310	572,481,683	3,618,373
	老人福祉事業収益	49,450,398	50,334,793	884,395
	経常経費寄附金収益	1,204,070	113,000	1,091,070
	サービス活動収益計(1)	619,517,778	622,929,476	3,411,698
	費用			
	人件費	393,377,853	383,057,607	10,320,246
事業費	102,750,238	92,493,484	10,256,754	
事務費	66,359,589	64,310,013	2,049,576	
減価償却費	74,677,725	76,403,282	1,725,557	
国庫補助金等特別積立金取崩額	16,604,841	16,578,392	26,449	
サービス活動費用計(2)	620,560,564	599,685,994	20,874,570	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	1,042,786	23,243,482	24,286,268	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	4,386	4,802	416
	その他のサービス活動外収益	4,746,790	3,605,505	1,141,285
	サービス活動外収益計(4)	4,751,176	3,610,307	1,140,869
	費用			
	支払利息	3,251,178	3,522,018	270,840
	その他のサービス活動外費用	686,709	767,272	80,563
サービス活動外費用計(5)	3,937,887	4,289,290	351,403	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	813,289	678,983	1,492,272	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	229,497	22,564,499	22,793,996	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	14,385,000		14,385,000
	特別収益計(8)	14,385,000	0	14,385,000
	費用			
	固定資産売却損・処分損	385,560	2,035,000	1,649,440
	国庫補助金等特別積立金積立額	14,385,000		14,385,000
	特別費用計(9)	14,770,560	2,035,000	12,735,560
特別増減差額(10)=(8)-(9)	385,560	2,035,000	1,649,440	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	615,057	20,529,499	21,144,556	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	728,108,001	707,578,502	20,529,499
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	727,492,944	728,108,001	615,057
	基本金取崩額(14)			
	その他の積立金取崩額(15)			
	その他の積立金積立額(16)			
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	727,492,944	728,108,001	615,057

法人単位貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	529,857,276	520,193,075	9,664,201	流動負債	91,018,588	91,462,346	443,758
現金預金	415,048,910	420,075,655	5,026,745	事業未払金	13,317,419	13,103,570	213,849
事業未収金	92,837,630	95,961,847	3,124,217	1年以内返済予定設備資金借入金	30,396,000	30,396,000	0
未収金	1,565,038	184,785	1,380,253	1年以内返済予定リース債務	2,317,008	2,182,992	134,016
未収補助金	18,345,996	2,354,928	15,991,068	1年以内支払予定長期未払金	216,000	216,000	0
貯蔵品	852,363	576,798	275,565	未払費用	27,268,277	27,924,040	655,763
立替金	272,037	178,338	93,699	職員預り金	1,667,884	1,399,510	268,374
前払費用	74,578	0	74,578	仮受金	0	404,234	404,234
1年以内費用計上長期前払費用	860,724	860,724	0	賞与引当金	15,836,000	15,836,000	0
固定資産	1,009,398,397	1,053,871,586	44,473,189	固定負債	330,975,640	362,505,972	31,530,332
基本財産	873,111,782	926,248,052	53,136,270	設備資金借入金	322,832,000	353,228,000	30,396,000
土地	93,851,381	93,851,381	0	リース債務	6,834,440	7,740,472	906,032
建物	1,475,472,693	1,475,472,693	0	退職給付引当金	625,200	637,500	12,300
建物減価償却累計額	696,212,292	643,076,022	53,136,270	長期未払金	684,000	900,000	216,000
その他の固定資産	136,286,615	127,623,534	8,663,081	負債の部合計	421,994,228	453,968,318	31,974,090
建物	140,506,560	119,166,560	21,340,000	純資産の部			
建物減価償却累計額	81,269,902	77,543,237	3,726,665	基本金	115,679,133	115,679,133	0
構築物	95,517,032	95,517,032	0	第1号基本金	85,145,775	85,145,775	0
構築物減価償却累計額	55,032,142	50,407,671	4,624,471	第2号基本金	30,533,358	30,533,358	0
車輛運搬具	32,320,030	29,190,160	3,129,870	国庫補助金等特別積立金	274,089,368	276,309,209	2,219,841
車輛運搬具減価償却累計額	27,260,289	26,301,368	958,921	その他の積立金	0	0	0
器具及び備品	180,640,605	179,376,955	1,263,650	次期繰越活動増減差額	727,492,944	728,108,001	615,057
器具及び備品減価償却累計額	165,492,474	155,724,384	9,768,090	(うち当期活動増減差額)	615,057	20,529,499	21,144,556
有形リース資産	2,075,664	2,208,384	132,720				
有形リース資産減価償却累計額	493,164	1,750,572	1,257,408				
権利	173,170	158,840	14,330				
ソフトウェア	56,834	78,834	22,000				
無形リース資産	7,208,042	9,387,198	2,179,156				
投資有価証券	250,000	250,000	0				
長期貸付金	5,302,870	1,360,000	3,942,870				
退職給付引当資産	625,200	637,500	12,300				
長期前払費用	1,158,579	2,019,303	860,724				
資産の部合計	1,539,255,673	1,574,064,661	34,808,988	純資産の部合計	1,117,261,445	1,120,096,343	2,834,898
				負債及び純資産の部合計	1,539,255,673	1,574,064,661	34,808,988

社会福祉事業区分 資金収支内訳表

(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		下総プリンスクラ ブ	白英荘	白英荘 雅	法人本部	合計	内部取引消去	事業区分合計			
事業活動による収入	介護保険事業収入	28,269,811	278,431,514	262,161,985		568,863,310		568,863,310			
	老人福祉事業収入	49,450,398		0		49,450,398		49,450,398			
	経常経費寄附金収入				1,204,070	1,204,070		1,204,070			
	受取利息配当金収入	1,362	1,823	1,114	87	4,386		4,386			
	その他の収入	127,465	3,217,162	1,301,479		4,646,106		4,646,106			
	事業活動収入計(1)	77,849,036	281,650,499	263,464,578	1,204,157	624,168,270		624,168,270			
事業活動による支出	人件費支出	39,315,650	207,117,061	146,297,442	660,000	393,390,153		393,390,153			
	事業費支出	11,422,369	48,328,015	42,865,784	134,070	102,750,238		102,750,238			
	事務費支出	5,635,176	32,622,944	26,182,748	1,057,997	65,498,865		65,498,865			
	支払利息支出	297,156		2,954,022		3,251,178		3,251,178			
	その他の支出	102,085	509,639	42,205		653,929		653,929			
	事業活動支出計(2)	56,772,436	288,577,659	218,342,201	1,852,067	565,544,363		565,544,363			
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	21,076,600	6,927,160	45,122,377	647,910	58,623,907		58,623,907				
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入	1,710,000			12,675,000	14,385,000		14,385,000			
	施設整備等収入計(4)	1,710,000			12,675,000	14,385,000		14,385,000			
	設備資金借入金元金償還支出	5,520,000		24,876,000		30,396,000		30,396,000			
	固定資産取得支出	3,571,300	638,550	198,000	21,340,000	25,747,850		25,747,850			
	ファイナンス・リース債務の返済支出		2,476,512			2,476,512		2,476,512			
施設整備等による支出	その他の施設整備等による支出		216,000			216,000		216,000			
	施設整備等支出計(5)	9,091,300	3,331,062	25,074,000	21,340,000	58,836,362		58,836,362			
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	7,381,300	3,331,062	25,074,000	8,665,000	44,451,362		44,451,362			
その他の活動による収入	積立資産取崩収入		12,300			12,300		12,300			
	拠点区分間長期貸付金回収収入		15,000,000			15,000,000	15,000,000	0			
	その他の活動収入計(7)		15,012,300			15,012,300	15,000,000	12,300			
	長期貸付金支出		2,880,000		1,062,870	3,942,870		3,942,870			
その他の活動による支出	拠点区分間借入金返済支出			15,000,000		15,000,000	15,000,000	0			
	その他の活動支出計(8)		2,880,000	15,000,000	1,062,870	18,942,870	15,000,000	3,942,870			
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		12,132,300	15,000,000	1,062,870	3,930,570	0	3,930,570			
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	13,695,300	1,874,078	5,048,377	10,375,780	10,241,975	0	10,241,975				
前期末支払資金残高(11)	130,729,128	243,514,368	90,070,205	12,187,296	476,500,997		476,500,997				
当期末支払資金残高(10)+(11)	144,424,428	245,388,446	95,118,582	1,811,516	486,742,972	0	486,742,972				

社会福祉事業区分 事業活動内訳表

(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		下総プリンスクラ ブ	白英荘	白英荘 雅	法人本部	合計	内部取引消去	事業区分合計				
サービス活動増減の部	収益											
	介護保険事業収益	28,269,811	278,431,514	262,161,985		568,863,310		568,863,310				
	老人福祉事業収益	49,450,398		0		49,450,398		49,450,398				
	経常経費寄附金収益				1,204,070	1,204,070		1,204,070				
	サービス活動収益計(1)	77,720,209	278,431,514	262,161,985	1,204,070	619,517,778		619,517,778				
	費用											
	人件費	39,315,650	207,104,761	146,297,442	660,000	393,377,853		393,377,853				
	事業費	11,422,369	48,328,015	42,865,784	134,070	102,750,238		102,750,238				
	事務費	5,903,664	32,882,576	26,468,792	1,104,557	66,359,589		66,359,589				
	減価償却費	14,305,466	23,516,631	35,644,451	1,211,177	74,677,725		74,677,725				
国庫補助金等特別積立金取崩額	3,445,917	7,545,247	5,542,909	70,768	16,604,841		16,604,841					
サービス活動費用計(2)	67,501,232	304,286,736	245,733,560	3,039,036	620,560,564		620,560,564					
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	10,218,977	25,855,222	16,428,425	1,834,966	1,042,786		1,042,786					
サービス活動外増減の部	収益											
	受取利息配当金収益	1,362	1,823	1,114	87	4,386		4,386				
	その他のサービス活動外収益	127,465	3,317,846	1,301,479		4,746,790		4,746,790				
	サービス活動外収益計(4)	128,827	3,319,669	1,302,593	87	4,751,176		4,751,176				
	費用											
	支払利息	297,156		2,954,022		3,251,178		3,251,178				
	その他のサービス活動外費用	102,085	542,419	42,205		686,709		686,709				
	サービス活動外費用計(5)	399,241	542,419	2,996,227		3,937,887		3,937,887				
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	270,414	2,777,250	1,693,634	87	813,289		813,289				
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	9,948,563	23,077,972	14,734,791	1,834,879	229,497		229,497				
特別増減の部	収益											
	施設整備等補助金収益	1,710,000			12,675,000	14,385,000		14,385,000				
	特別収益計(8)	1,710,000	0		12,675,000	14,385,000		14,385,000				
	費用											
	固定資産売却損・処分損		385,560			385,560		385,560				
国庫補助金等特別積立金積立額	1,710,000			12,675,000	14,385,000		14,385,000					
特別費用計(9)	1,710,000	385,560		12,675,000	14,770,560		14,770,560					
特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	385,560		0	385,560		385,560					
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	9,948,563	23,463,532	14,734,791	1,834,879	615,057		615,057					
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	179,746,373	444,625,704	65,311,490	38,424,434	728,108,001		728,108,001				
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	189,694,936	421,162,172	80,046,281	36,589,555	727,492,944		727,492,944				
	基本金取崩額(14)											
	その他の積立金取崩額(15)											
	その他の積立金積立額(16)											
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	189,694,936	421,162,172	80,046,281	36,589,555	727,492,944		727,492,944				

社会福祉事業区分 貸借対照表内訳表

令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	下総プリンスクラ ブ	白英荘	白英荘 雅	法人本部	合計	内部取引消去	事業区分合計				
<b>流動資産</b>	165,837,862	287,356,239	106,406,648	23,106,138	582,706,887	52,849,611	529,857,276				
現金預金	155,913,421	184,795,452	64,390,936	9,949,101	415,048,910		415,048,910				
事業未収金	5,827,251	45,989,422	41,020,957		92,837,630		92,837,630				
未収金	0	856,327	708,711		1,565,038		1,565,038				
未収補助金	3,814,996	1,856,000	0	12,675,000	18,345,996		18,345,996				
貯蔵品		852,363	0		852,363		852,363				
立替金	13,706	182,332	0	75,999	272,037		272,037				
前払費用	0	74,578	0		74,578		74,578				
1年以内費用計上長期前払費用	268,488	259,632	286,044	46,560	860,724		860,724				
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金		15,000,000			15,000,000	15,000,000	0				
拠点区分間貸付金	0	37,490,133	0	359,478	37,849,611	37,849,611	0				
<b>固定資産</b>	157,181,438	364,524,979	586,356,269	47,335,711	1,155,398,397	146,000,000	1,009,398,397				
<b>基本財産</b>	136,299,432	176,090,965	555,494,469	5,226,916	873,111,782		873,111,782				
土地	21,015,000	55,373,080	12,236,385	5,226,916	93,851,381		93,851,381				
建物	213,751,147	458,772,067	802,949,479		1,475,472,693		1,475,472,693				
建物減価償却累計額	98,466,715	338,054,182	259,691,395		696,212,292		696,212,292				
<b>その他の固定資産</b>	20,882,006	188,434,014	30,861,800	42,108,795	282,286,615	146,000,000	136,286,615				
建物	12,732,228	69,653,030	17,820,000	40,301,302	140,506,560		140,506,560				
建物減価償却累計額	5,581,343	65,277,129	7,184,430	3,227,000	81,269,902		81,269,902				
構築物	18,593,192	37,640,760	33,377,080	5,906,000	95,517,032		95,517,032				
構築物減価償却累計額	12,062,821	23,936,543	15,371,623	3,661,155	55,032,142		55,032,142				
車輛運搬具	5,873,852	24,531,598	1,914,580		32,320,030		32,320,030				
車輛運搬具減価償却累計額	2,743,980	22,601,731	1,914,578		27,260,289		27,260,289				
器具及び備品	25,867,564	83,733,640	70,848,781	190,620	180,640,605		180,640,605				
器具及び備品減価償却累計額	22,331,554	74,215,092	68,837,066	108,762	165,492,474		165,492,474				
有形リース資産		2,075,664			2,075,664		2,075,664				
有形リース資産減価償却累計額		493,164			493,164		493,164				
権利	42,640	121,330	9,200		173,170		173,170				
ソフトウェア			56,834		56,834		56,834				
無形リース資産	0	7,208,042			7,208,042		7,208,042				
投資有価証券				250,000	250,000		250,000				
長期貸付金		2,880,000		2,422,870	5,302,870		5,302,870				
拠点区分間長期貸付金		146,000,000			146,000,000	146,000,000	0				
退職給付引当資産	0	625,200			625,200		625,200				
長期前払費用	492,228	488,409	143,022	34,920	1,158,579		1,158,579				
<b>資産の部合計</b>	<b>323,019,300</b>	<b>651,881,218</b>	<b>692,762,917</b>	<b>70,441,849</b>	<b>1,738,105,284</b>	<b>198,849,611</b>	<b>1,539,255,673</b>				
<b>流動負債</b>	28,204,946	37,797,169	56,618,022	21,248,062	143,868,199	52,849,611	91,018,588				
事業未払金	3,356,644	9,727,109	233,666	0	13,317,419		13,317,419				
1年以内返済予定設備資金借入金	5,520,000		24,876,000		30,396,000		30,396,000				
1年以内返済予定リース債務	0	2,317,008			2,317,008		2,317,008				
1年以内返済予定拠点区分間借入金	0		15,000,000		15,000,000	15,000,000	0				
1年以内支払予定長期未払金		216,000			216,000		216,000				
未払費用	2,781,531	15,472,454	8,930,292	84,000	27,268,277		27,268,277				
職員預り金	159,286	1,508,598		0	1,667,884		1,667,884				
拠点区分間借入金	14,847,485	0	1,838,064	21,164,062	37,849,611	37,849,611	0				
賞与引当金	1,540,000	8,556,000	5,740,000		15,836,000		15,836,000				
<b>固定負債</b>	65,780,000	8,143,640	403,052,000		476,975,640	146,000,000	330,975,640				
設備資金借入金	65,780,000		257,052,000		322,832,000		322,832,000				
リース債務	0	6,834,440			6,834,440		6,834,440				
拠点区分間長期借入金	0		146,000,000		146,000,000	146,000,000	0				
退職給付引当金	0	625,200			625,200		625,200				
長期未払金		684,000			684,000		684,000				
<b>負債の部合計</b>	<b>93,984,946</b>	<b>45,940,809</b>	<b>459,670,022</b>	<b>21,248,062</b>	<b>620,843,839</b>	<b>198,849,611</b>	<b>421,994,228</b>				
<b>基本金</b>		<b>115,679,133</b>			<b>115,679,133</b>		<b>115,679,133</b>				

社会福祉事業区分 貸借対照表内訳表

令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	下総プリンスクラ ブ	白英荘	白英荘 雅	法人本部	合計	内部取引消去	事業区分合計				
第1号基本金		85,145,775			85,145,775		85,145,775				
第2号基本金		30,533,358			30,533,358		30,533,358				
国庫補助金等特別積立金	39,339,418	69,099,104	153,046,614	12,604,232	274,089,368		274,089,368				
その他の積立金		0	0	0	0		0				
次期繰越活動増減差額	189,694,936	421,162,172	80,046,281	36,589,555	727,492,944		727,492,944				
(うち当期活動増減差額)	9,948,563	23,463,532	14,734,791	1,834,879	615,057		615,057				
純資産の部合計	229,034,354	605,940,409	233,092,895	49,193,787	1,117,261,445		1,117,261,445				
負債及び純資産の部合計	323,019,300	651,881,218	692,762,917	70,441,849	1,738,105,284	198,849,611	1,539,255,673				



## 計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記  
該当なし

## 2. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品－定額法
- ・リース資産
  - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
  - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
  - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

## (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
  - －特別養護老人ホームについては退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。
- ・賞与引当金
  - －給与規定に基づき、支給対象月基準により計上している。

3. 重要な会計方針の変更  
該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構－社会福祉施設職員等退職手当共済制度

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

## ア 下総プリンスクラブ拠点(社会福祉事業)

- 「軽費老人ホーム」
- 「ケアハウス」

## イ 白英荘拠点(社会福祉事業)

- 「特別養護老人ホーム」(従来型)
- 「短期入所生活介護」(従来型)
- 「通所介護」
- 「訪問介護」(休業中)
- 「居宅介護支援」
- 「在宅介護支援センター」
- 「法人本部」

## ウ 白英荘雅拠点(社会福祉事業)

- 「特別養護老人ホーム」(ユニット)
- 「短期入所生活介護」(ユニット)

## エ 法人本部拠点(社会福祉事業)

- 「本部運営」
- 「地域貢献活動」

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	93,851,381	0	0	93,851,381
建物	1,475,472,693	0	0	1,475,472,693
建物減価償却累計額	△ 643,076,022	△ 53,136,270	0	△ 696,212,292
合計	926,248,052	△ 53,136,270	0	873,111,782

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

## 8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地(基本財産)	84,960,652円
建物(基本財産)	1,024,134,843円
建物減価償却累計額(基本財産)	△400,804,620円
計	708,290,875円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	353,228,000円
計	353,228,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
間接法で表示しているため記載不要

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	92,837,630	0	92,837,630
未収金	1,565,038	0	1,565,038
未収補助金	18,345,996	0	18,345,996
長期貸付金	5,302,870	0	5,302,870
合計	118,051,534	0	118,051,534

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容  
該当なし

13. 重要な偶発債務  
該当なし

14. 重要な後発事象  
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け  
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにする  
するために必要な事項  
該当なし

# 定 款

社会福祉法人下総プリンスクラブ

# 社会福祉法人 下総プリンスクラブ 定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人短期入所事業の経営
- (ハ) 老人介護支援センター事業の経営
- (ニ) 老人居宅介護等事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人下総プリンスクラブという。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者及び子育て世帯または経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を茨城県古河市小堤1，796番地の2に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会委員(以下「委員」という。)は、監事2名、事務局員2名、外部委員1名の合計5名とする。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が60万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 4 評議員会の決議が、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、評議員として決議に加わることができない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議

員を除き評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

7 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

8 第1項及び第6項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

#### 第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

（役員の選任）

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、

相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事は、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。



2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

（構成）

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長の選定及び解職

（招集）

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 茨城県古河市大字小堤字田向1796番地2  
宅地 638.00m<sup>2</sup>
- (2) 茨城県古河市大字小堤字田向1796番地3  
宅地 641.00m<sup>2</sup>
- (3) 茨城県古河市小堤字田向1812番地1  
老人福祉施設 床面積 971.00m<sup>2</sup>  
構造 木造スレートぶき2階建
- (4) 茨城県古河市大字小堤字田向1796番地2  
1796番地3  
1796番地6  
作業所 床面積 137.73m<sup>2</sup>  
構造 鉄骨造亜鉛メッキ銅板葺平家建
- (5) 茨城県古河市大字小堤字田向1796番地4  
宅地 611.57m<sup>2</sup>
- (6) 茨城県古河市大字小堤字田向1796番地5  
宅地 588.42m<sup>2</sup>
- (7) 茨城県古河市大字小堤字田向1796番地6  
山林 3,131.00m<sup>2</sup>
- (8) 茨城県古河市大字小堤字田向1797番地7  
1796番地4  
1796番地5  
1796番地6  
特別養護老人ホーム床面積1,695.45m<sup>2</sup>  
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
- (9) 茨城県古河市大字小堤字田向1797番地7  
1796番地4  
1796番地5  
1796番地6  
ポンプ室 床面積 18.00m<sup>2</sup>  
構造 鉄筋コンクリートブロック造スレート葺平屋建
- (10) 茨城県古河市大字小堤字田向1797番地7  
1796番地4  
1796番地5  
1796番地6  
食堂、訓練室床面積 259.94m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 1階建

- (11) 茨城県古河市大字小堤字田向1797番地7  
宅地 994.81m<sup>2</sup>
- (12) 茨城県古河市大字小堤字田向1797番地18  
雑種地 99.00m<sup>2</sup>
- (13) 茨城県古河市小堤字田向1812番地1  
宅地 2,908.90m<sup>2</sup>
- (14) 茨城県古河市小堤字田向1805番地4  
宅地 94.31m<sup>2</sup>
- (15) 茨城県古河市大字関戸字大日1287番地1  
宅地 986.26m<sup>2</sup>
- (16) 茨城県古河市大字関戸字大日1287番地9  
宅地 999.73m<sup>2</sup>
- (17) 茨城県古河市関戸字大日1287番地10  
宅地 1,004.82m<sup>2</sup>
- (18) 茨城県古河市関戸字大日1287番地9  
1287番地1

茨城県古河市小堤字田向1796番地6

特別養護老人ホーム床面積3,044.85m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根・ルーフィングぶき2階建

- (19) 茨城県古河市関戸字大日1287番地10  
デイサービスセンター床面積 494.36m<sup>2</sup>  
構造 木造ストレートぶき2階建
- (20) 茨城県古河市東牛谷字原山1161番11  
宅地 168.00m<sup>2</sup>  
茨城県古河市東牛谷字原山1166番1  
宅地 46.00m<sup>2</sup>
- (21) 茨城県古河市東牛谷字原山1166番地11  
寄宿舍 床面積144.63m<sup>2</sup>  
構造 木造ストレートぶき2階建
- (22) 茨城県古河市小堤字田向1797番8  
畑 938.00m<sup>2</sup>

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けて、古河市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、古河市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類に

については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送事業）
- (3) 特定施設入居者生活介護事業
- (4) 介護予防特定施設入居者生活介護事業

2 公益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第39条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式

(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

## 第8章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、古河市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を古河市長に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人下総プリンスクラブの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 宇田 昭一

理事 野口 正喜

〃 園部 順

〃 館野 伝一

〃 館野 欣二

〃 田中 留蔵

監事 関口 年栄

〃 野口 久次

- 1 この定款は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この定款は、昭和61年4月1日に一部改正施行する。  
(第16条 第2項 (4) (5) 追加)
- 3 この定款は、昭和62年4月1日に一部改正施行する。  
(第16条 第2項 (6) (7) (8) 追加)
- 4 この定款は、昭和63年4月1日に一部改正施行する。  
(第1条 第2項 追加)  
(第6条 第2項 追加)  
(第17条 第26条 第27条 訂正)
- 5 この定款は、昭和63年10月7日に一部改正施行する。  
(第16条 第2項 (1)～(8) 訂正、(9)～(11) 追加)  
(第21条 訂正)
- 6 この定款は、平成元年9月5日に一部改正施行する。  
(第16条 第2項 (12) 追加)
- 7 この定款は、平成元年2月28日一部改正施行する。  
(第1条 改正)
- 8 この定款は、平成元年9月5日に一部改正施行する。  
(第16条 第2項 (3) 改正、(13) 追加)
- 9 この定款は、平成6年10月6日に一部改正施行する。  
(第4条 第4項 訂正) (第5条 第7条 第8条 追加)  
(第7条 訂正) (第9条 追加) (第12条 第8項 第9項 追加)  
(第13条 第1項 第9項 訂正 第10項 追加)  
(第15条 第2項 訂正) (第17条 第2項 (13) 抹消)  
(第22条 第1項 訂正)
- 10 この定款は、平成12年2月7日に一部改正施行する。  
(第1条 第1項 追加) (第9条 第2項 追加 第3項 訂正)  
(第12条 第10項 追加) (第17条 第3項 訂正 第4項 追加)  
(第22条 第2項 追加) (第23条の2 追加) (第5章 追加)
- 11 この定款は、平成13年11月19日に一部改正施行する。

- (第1条 訂正) (第3条 追加) (第6条 第10条 変更 訂正)  
(第5条 訂正 第5項を第8条に変更及び訂正 第2項 第3項 追加)  
(第13条 第10項 訂正) (第14条 (7)～(10) 抹消)  
(第23条 第2項 訂正) (他各条数及び各語句訂正あり)
- 12 この定款は、平成15年12月1日に一部改正施行する。  
(第18条 第2項 (13) 追加)
- 13 この定款は、平成18年4月1日に一部改正施行する。  
(第27条 (2) 追加)
- 14 この定款は、平成18年11月22日に一部改正施行する。  
(第18条 (14) 追加)
- 15 この定款は、平成19年1月31日に一部改正施行する。  
(第18条 (15) 追加)
- 16 この定款は、平成24年2月10日に一部改正施行する。  
(第18条 (16) (17) 追加)
- 17 この定款は、平成25年4月1日に一部改正施行する。  
(第7条 改正) (第11条 改正) (第14条 改正) (第19条 改正、追加)  
(第20条 追加) (第28条 改正) (第31条 改正) (第32条 改正)  
(第33条 改正)
- 18 この定款は、平成25年6月24日に一部改正施行する。  
(第18条 (18) 追加)
- 19 この定款は、平成25年10月17日に一部改正施行する。  
(第18条 (5) 削除)
- 20 この定款は、平成27年1月31日に一部改正施行する。  
(第7条4追加)  
(第18条 (15) (16) (17) 改正、(18) (19) 追加)
- 21 この定款は、平成28年9月29日に一部改正施行する。  
(第1条 (1) (イ) (ロ) (2) (イ) (ロ) (ハ) (ニ) 第18条 (3) (13)  
(14) 変更、第27条 (3) (4) 追加)
- 22 この定款は、平成29年4月1日に改正施行する。
- 23 この定款は、平成31年3月21日に一部改正施行する。  
(第30条 2 (20) 追加)
- 24 この定款は、令和2年3月31日に一部改正施行する。  
(第30条 2 (20) 変更、(21) 追加)
- 25 この定款は、令和3年12月21日に一部改正施行する。  
(第30条 2 (22) 追加)